

栗原市復興推進計画

平成28年1月4日
宮城県栗原市

1. 計画の区域

栗原市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心とした広範囲の地域が被害を受け、県内では沿岸部を中心に多数の企業が被災し、事業活動の見直しや事業の休廃止に追い込まれる状況となり、多くの人々の雇用が失われた。本市においては全国で唯一、最大震度7を記録し、市内全域において市民生活の基盤である住家や宅地、経済基盤となる農林水産業や商工業、道路や公共施設などのインフラに甚大な被害を受けた。さらには、東日本大震災に起因して発生した、福島第一原子力発電所事故に伴う影響が、市民生活や経済活動において深刻な問題となっている。

こうした中で、地理的に東北地方の中心に位置する本市では、沿岸部地域を含めた広域圏における円滑な物流に有効な高速交通体系や豊かな地域資源等を活用しながら、社会生活基盤の早期復旧を図り、市民生活の再建を支援する。加えて、地域経済基盤の復旧を進め、活力ある産業構造の構築による復興を目指すため、日々の市民生活に直結している飲食料品小売業の設備投資を支援することにより、本市のみならず沿岸部も含めた地域経済の活性化及び雇用機会を創出する。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

雇用機会の創出及び安定した雇用の確保を図ると共に、地域経済の活性化を促進するため、本市の中核的産業である飲食料品小売業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社ウジェスーパー（以下「対象事業者」という）が、本市築館において食品スーパーマーケットの店舗新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における飲食料品小売業は、本市の卸売業、小売業の商品販売額のうち約18.3%を占める第1位の中核的な産業である。その中でも本事業は、本市に

おける同業種の設備投資平均額を大きく上回るものであり、これによって本市の飲食料品小売業における対象事業者の商品販売額は約22.6%を占める見込みとなる。

また、今般の店舗新設に伴って発生する新規雇用予定者の51名については、本市だけではなく広く沿岸部からも採用することとしており、そのうち沿岸部の高等学校から3名を採用することが決定している。

このことから、本市における卸売業、小売業の中核となる飲食料品小売業の設備投資を行うことは、目標に掲げた「本市のみならず沿岸部も含めた地域経済の活性化及び雇用機会の創出」を達成するために必要かつ有効な事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市の飲食料品小売業の主要企業となる対象事業者が新たに店舗を整備することに伴い、本市における飲食料品小売業の商品販売額の増加とともに、地元企業との取引拡大など経済効果が期待されるほか、沿岸部の高等学校からの3名を含む計51名の採用が決定している。

これらの効果は、本市及び沿岸部を含む地域における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の見解を聴取した。

また、対象事業者、株式会社七十七銀行、栗原・登米ブロック商工会連絡協議会栗原支部、宮城県、本市を構成員とする栗原市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。